



「行政手続簡素化基本計画」 に対する意見

2017年9月15日
日本商工会議所



1. 基本認識

- ◆ わが国の事業所数は年々減少しており、ここ5年間で実に約40万者が消滅。国力を維持・発展させるためには、事業承継や創業が極めて重要であり、そのためには、開業手続をはじめとする行政手続の簡素化が不可欠。このことは、外国企業による対日投資増にも有効。
- ◆ 一方、中小企業の足元の最大の経営課題は“人手不足”。行政手続の簡素化は、官民双方の働き方改革と生産性向上を実現し、“人手不足”の克服に大きく寄与することから、官民挙げて取り組むべき課題。商工会議所は、行政手続部会のリーダーシップによる行政手続簡素化の確実な実現に期待。

2. 日商意見の実現状況

(1)「行政手続部会とりまとめ」における重点分野への反映状況

日商では、昨年10～11月にかけて、生産性低下の要因となっている行政手続の実態を把握し、その改善に繋げるため、会員企業にアンケート調査およびヒアリングを行い、現場の“生の声”を収集。その結果を「重点的に簡素化すべき行政手続分野」として行政手続部会に提案。その結果、ほぼ全ての分野が、「とりまとめ」における重点分野に盛り込まれた。

日商意見(平成28年12月)

(重点的に簡素化すべき分野)

- ① 社会保険
- ② 補助金・助成金
- ③ 税務
- ④ 許可・認可
- ⑤ 公共調達
- ⑥ 貿易・輸出入
- ⑦ 登記
- ⑧ 行政による調査



行政手続部会とりまとめ(平成29年3月)

(重点分野)

- ① 営業の許可・認可に係る手続
- ② 社会保険に関する手続
- ③ 国税
- ④ 地方税
- ⑤ 補助金の手続
- ⑥ 調査・統計に対する協力
- ⑦ 従業員の労務管理に関する手続
- ⑧ 商業登記等
- ⑨ 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行

「従業員の納税に係る事務」、「行政への入札・契約に関する手続」については、規制改革推進会議(投資等WG、行政手続部会)にて、別途検討。

2. 日商意見の実現状況(続き)

(2)「行政手続部会とりまとめ」における目標・原則等への反映状況

行政手続について、全ての手続の負担の内容を把握することは困難であり、また、ヒアリング等で把握できた個々の事案のみを簡素化しても効果は限定的であるため、日商では、簡素化に向けた“取り組みの手法”を提案。その結果、日商が提案した手法の多くが「とりまとめ」に盛り込まれた。

日商意見(平成28年12月)

行政手続部会とりまとめ(平成29年3月)

①行政自らが手続の総量を把握したうえで一律20%の削減目標(メルクマール)を設定する

➡ 削減目標は、削減率20%とする

②「原則」と「例外」を逆転する発想で削減する

➡ (未実現)

③書類の提出先をワンストップ化する

➡ 同じ情報は一度だけの原則(ワンスオンリー原則)

④国が地方自治体向けの統一様式を作成し、その使用を徹底する

➡ 書式・様式の統一

⑤ICT、マイナンバーの情報連携機能を活用して効率化する

➡ 電子化の徹底(デジタルファースト原則)

⑥手続期間を均一化・短縮化する

➡ 削減対象は、事業者の作業時間とする

⑦行政手続きの簡素化が図られた分の手数料を引き下げる

➡ (未実現)



3. 各省庁の基本計画に対する意見

(1) 添付書類の徹底した削減

- ①法人番号やマイナンバーを活用し、省庁横断での「情報連携」を進め、取得に手間とコストがかかる添付書類の徹底した削減を図ること。

(注)これにより、例えば法人設立の際、都道府県・市町村税事務所や労基署、ハローワーク、年金事務所に登記事項証明書を提出する必要がなくなる。

- ②補助金について、申請書類は「原則3枚以内」とし、必要があれば例外的にそれ以上の枚数を認めることを、全省庁共通のルールとすること。
また、申請書類の枚数に止まらず、実績報告書の体裁、関係書類の保存など、補助事業の手続全体を通した見直しをお願いしたい。

3. 各省庁の基本計画に対する意見(続き)

(2) 電子化を進めるための環境整備

① e-Tax(国税の申告システム)とeLTAX(地方税の申告システム)の統合・連携強化など、省庁横断・ワンストップで電子申告・申請が可能となるシステム環境を構築すること。その際、民間ソフトウェアとの連携強化により、使い勝手の向上を図る必要。

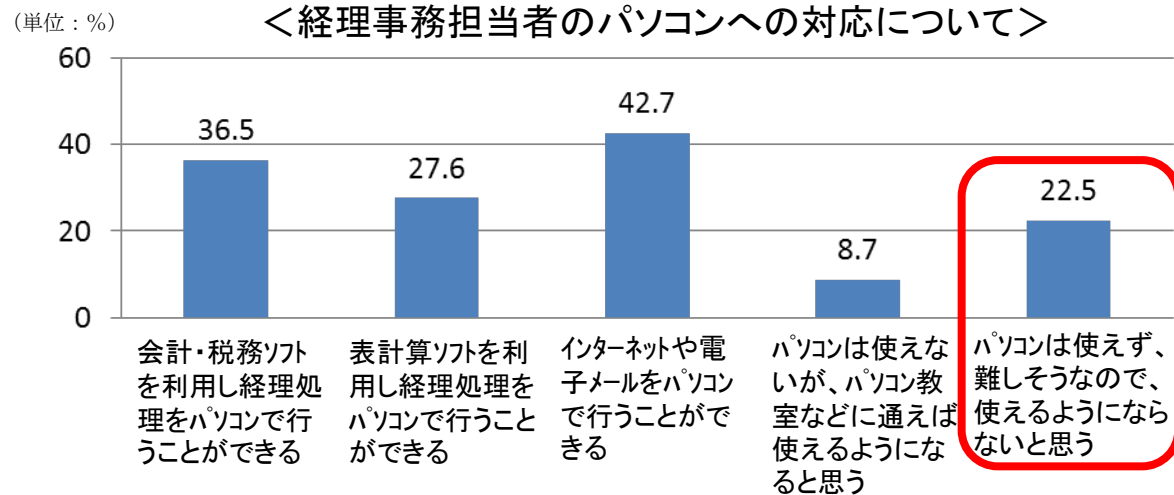
- (注1) 現状、国税はe-Tax、地方税はeLTAX、社会保険等はe-gov、登記は登記・供託オンライン申請システムと、システムが林立している。
(注2) 最近では、わかりやすいインターフェースでワンストップで申告できる民間のソフトウェアが出始めている。(例: 日常の会計業務から、法人税申告・年末調整までを一気通貫で行えるクラウドサービス等)

② 電子申請するまでの手間や金銭的成本が、導入の障害となっているため、電子証明書やICカードリーダーを必要としないできるだけ簡易な方法とすること。



- (注1) 法務省が運営する「商業登記認証局」が発行する電子証明書の取得には、専用ソフトウェアのダウンロード、申請書の作成(収入印紙と押印が必要)、申請ファイルの作成(作成後、CD、DVDまたはUSBメモリに格納)、登記所への発行申請といった作業を行う必要がある。また、申請から取得まで、2週間程度を要する。
(注2) 「商業登記認証局」が発行する電子証明書は、証明期間1年の場合、7,900円の発行手数料がかかる。
(注3) ICカードリーダーは、2,000~7,000円程度で販売されている。

③ 中小企業の実態を踏まえ、中小企業庁のICT支援策を拡充するなど、中小企業が電子化に対応するための支援を行うこと。



(出典) 平成25年度消費税に係る事務負担等に関する実態調査 (平成26年1月 株式会社野村総合研究所)

(3)「基本計画の点検」の進め方に関するお願い

- ① 事業者と十分に対話したうえで、“事業者目線”で作成されたものかどうかを確認していただきたい。
- ② 許可・認可は、出来る限り規制緩和を行い、原則、届出制とし、必要最低限のものに限り、登録制や許可・認可制とする視点で検討をお願いしたい。